

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I Lawyer's Eye

中国(上海)自由貿易試験区(その2)-ネガティブリストについて- 中国弁護士 屠 錦寧

II 中国法令アップデート

- 消費者金融会社試行管理弁法(改正意見募集稿)(銀行業監督管理委員会)
- オンライン小売第三者プラットフォーム小売取引規則管理弁法(意見募集稿)
(商務部)
- 外国投資者の上場会社に対する戦略投資管理弁法(意見募集稿)(商務部)
- 中国(上海)自由貿易試験区総合方案(国務院)
- 中国(上海)自由貿易試験区管理弁法(上海市政府)
- 中国(上海)自由貿易試験区外商投資受入特別管理措置(ネガティブリスト)
(2013年)(上海市政府)

III 中国万感

～旅行法の実施と団体旅行～

ニューヨーク州弁護士 安然

◆上海オフィス(日本安徳森・毛利・友常法律事務所駐上海代表処)開設のお知らせ◆

当事務所は、上海オフィスの開設に関する許可を中国の司法部から取得し、9月1日より業務を開始いたしましたので、お知らせいたします。中国の金融・経済の中心地である上海にオフィスを設置することにより華東地区以南の案件について利便性を向上させ、様々な中国関連案件に対し、これまで培ってきた中国業務の経験を生かし、中国の実情を踏まえたアドバイスを提供していく所存です。

【上海オフィスの概要】

名称:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 上海オフィス
代表:弁護士 森脇 章
所在地:中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道 100 号
上海環球金融中心 40 階
郵便番号:200120
TEL:+86-21-6160-2311(代表)
FAX:+86-21-6160-2312
E-MAIL:shanghai@amt-law.com

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆名古屋オフィス開設のお知らせ◆

当事務所は、9月24日に名古屋オフィスを開設し業務を開始いたしましたのでお知らせいたします。名古屋オフィスでは、東海地方の依頼者の皆様に、より密着した形で充実した法的サービスを提供することを目的とし、専門性の高い業務やクロスボーダーの法律問題に関するソリューションを、当事務所の東京および海外オフィスの弁護士と連携しつつ、ダイレクトに提供いたします。名古屋オフィスには、コーポレート、M&A、独占禁止法およびアジア関係の業務などの幅広い業務を手掛ける青柳良則弁護士が常駐し、あらゆる分野の法的サービスを、ワンストップで提供してまいります。

【名古屋オフィスの概要】

名称:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス
代表:弁護士 青柳 良則
所在地:愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
TEL:052-533-4770(代表)
FAX:052-533-4772
E-MAIL:nagoya@amt-law.com

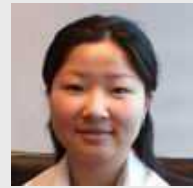
※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆シンガポールオフィス開設のお知らせ◆

この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、本年度中に、シンガポールにオフィスを開設することになりましたので、お知らせいたします。

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

II Lawyer's Eye



中国弁護士 屠 錦寧

日本でも報道されているように、上海自由貿易試験区(「試験区」)が9月29日に正式に発足した。本ニュースレターの前々号でその概要を紹介したが、その後に相次いで法令・通知が公表された(表1参照)。中心となるのは試験区の全体像に言及する国務院による「中国(上海)自由貿易試験区総合方案」(「総合方案」)であるが¹、この他にも上海市政府による細則や中央政府の他の部門による通知がある。上海市政府による細則は、大きく(i)試験区全体の運営に関するもの、(ii)対中投資に関するもの、(iii)対外投資に関するものに分けられる。このうち(ii)について「ネガティブリスト」による管理制度が新たに採択されたことは試験区発足前から注目を浴びてきた。本号ではネガティブリスト制度にみられる投資の対象分野に関する制約の緩和と会社設立手続の簡素化に絞って紹介する。

A 投資対象分野に関する規制緩和

外国(香港・マカオ・台湾を含む。)から試験区への投資についてはネガティブリストによる管理が行われ、同リストに掲載された分野への投資は禁止ないし制限(外資比率等)を受け、その他の分野への投資は原則として許容される。これは、従来の「産業指導目録」による規制と同様の構成であるが、投資が可能な分野が拡大されている点が注目に値する。

筆者が禁止・制限分野の内容についてネガティブリストと産業指導目録の禁止類・制限類を比較したところ、ネガティブリストでは総合方案において外資へ開放するとされたサービス業について投資の制限が緩和されていることが分かった。

総合方案の別紙である「中国(上海)自由貿易試験区サービス業拡大開放措置」に6つの分野が記載されている。措置の全ての内容がネガティブリストに反映されているわけではなく、開放の方向性が示されるに留まっているもの(例えば付加価値電信業務(いわゆるICP業務))は現在のネガティブリストに反映されていない。もともと(産業指導目録ではなく)業規制の中で外資規制を受けていた分野の試験区における開放の詳細については個別に試験区当局にと交渉する余地があるかもしれない。

他方、投資家の母国又は中国が参加する国際条約により投資が禁止ないし制限される分野、国家安全や社会安全を害する分野及び社会公共利益を害する分野への進出も禁止ないし制限されるというキャッチオール規定も存在する。すなわち、ネガティブリストに該当しない業種であるからといって問題なく進出できるというわけではなく、試験区に進出する場合にはやはり慎重な事前確認が必要である。

¹ 綜合法案においては、すでに全人大常務委員会により公表されている「国務院に対する中国(上海)自由貿易試験区における関連法令の規定による行政審査認可の暫定的調整の授権に関する決定」を受けて行われる行政法規・国務院の文書の適用範囲に関する調整は、別途国務院が公表する文書によって行われるとされている。

B 会社設立手続等の簡素化

従来は、投資分野を問わず、外商投資企業の設立、持分変更、増減資、清算等はすべて、(i)商務部門(金融業等の一部の業種は別部門)による審査認可と(ii)発展改革部門によるプロジェクト確認審査を経る必要があるとされていた。

これに対し、試験区においては、ネガティブリスト外の投資案件は(i)に対応する「外商投資企業届出」と(ii)に対応する「プロジェクト届出」をいずれも試験区管理委員会に行えばよい²。

この届出に関する当局の審査は外商投資企業届出で1営業日以内、プロジェクト届出で10営業日以内に完了するとされており、かつ両届出の審査は同時並行で進められることとなるため、従来の手続(商務部門の審査認可が30営業日以内、プロジェクト確認審査が20営業日以内)に比して大幅な所要期間の短縮が期待できる。

ただし、いずれの届出も「届出」という名称ではあるが工商登記等の前に行うべきものとされているため、通常の意味での「届出」(事後的な届出)とは異なる点に留意されたい。

C 結び

ネガティブリストや会社設立・変更に関する「届出制」はこれまで試験区の「売り」の一つとして大いに宣伝されてきたが、実際の中身を見ると、従来の外資規制に比べると自由化されている部分はあるが、やはりまだまだ抜本的な制度改革とは言いがたいと思われる。今後の一層の自由化が望まれる。

表 1 最近公表された上海自由貿易試験区に関する法令・通知

<国レベル>

国务院に中国(上海)自由貿易試験区における関連法律規定の行政許認可の一時的調整を授権することに関する決定(全国人民代表大会)

中国(上海)自由貿易試験区総合方案(国务院)

中国(上海)自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見(国家工商行政管理総局)

中国(上海)自由貿易試験区文化市場管理政策の実施に関する通知(文化部)

中国(上海)自由貿易試験区銀行業監督管理の関連問題に関する通知(中国銀行業監督管理委員会)

中国(上海)自由貿易試験区の新営業許可証案の試行の同意に関する回答(国家工商行政管理総局)

「中国(上海)自由貿易試験区総合方案」の実施及び上海国際輸送センター建設の加速推進に関する実施意見(交通运输部・上海市人民政府)

<地方レベル> ※公表主体の記載がないものは上海市人民政府による。

中国(上海)自由貿易試験区管理弁法

中国(上海)自由貿易試験区外商投資受入特別管理措置(ネガティブリスト)(2013年)

中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法

中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法

中国(上海)自由貿易試験区国外投資企業開設届出管理弁法

中国(上海)自由貿易試験区国外投資プロジェクト届出管理弁法

中国(上海)自由貿易試験区における本市の関連地方性法規規定実施の暫定調整に関する決定(上海市人民代表大会常務委員会)

² ちなみに外商投資企業の設立等に対する届出管理は上海自由貿易試験区において初めて導入されたものではなく、今年3月に中国の広東省でも試行制度が実施された(弊所 2013年5月15日号 Legal Update を参照されたい)。

Ⅲ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

最新中国法令の解説

<消費者金融業>

消費者金融会社試行管理弁法(改正意見募集稿)(銀行業監督管理委員会)

[ポイント] 本弁法(改正意見募集稿)は、消費者金融(消費者金融会社が借入人に対し消費を目的として行う貸付)に対する参入要件、手続などについて定めたものであり、現行法の改正法である。現行法からは、主要出資者による消費者金融会社の株式譲渡の制限期間の延長(3年から5年へ)、個人への貸付額への上限の変更(月収の5倍から顧客のリスク負担能力内かつ残高20万人民元以下へ)などが行われている。

(意見募集期間:2013年9月26日~同年10月26日)

[原文] [消费金融公司试点管理办法\(修订稿\)](#)

<電子ビジネス>

オンライン小売第三者プラットフォーム小売取引規則管理弁法(意見募集稿)(商務部)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、オンライン小売第三者プラットフォーム経営者は、適用する取引規則(プラットフォーム経営者の小売事業者、消費者に対する責任や危険負担に関する事項や、紛争解決システムに関する事項などが含まれる。)の制定や変更の際に、事前に公示や15日間以上の意見募集を行ったうえで、商務部門に対して届出を行うことなどを義務づけている。なお、本弁法の対象となるオンライン小売第三者プラットフォーム経営者とは、他の経営者が行うオンライン小売に対し、仮想経営場所やサービスを提供する経営者であり、かつ、中国国内で経営を行う法人その他の組織とされている。

(意見募集期間:2013年9月26日~同年10月25日)

[原文] [网络零售第三方平台交易规则管理办法\(征求意见稿\)](#)

<上場会社買収>

外国投資者の上場会社に対する戦略投資管理弁法(意見募集稿)(商務部)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、「外国投資者国内企業買収規定」に基づき、外国企業(及び投資性公司)による中国国内の上場会社に対する戦略投資の手続や要件について定めるものであり、現行法の改正法である。国内上場会社が対外的に株式交換による買収を実施して国外投資を行い、上場会社の実質支配権が変化しない場合において、株式交換買収により上場会社の投資者となった者については、外国投資者の資産要件(保有する資産1億米ドル以上又は管理する資産総額5億米ドル以上など)や初回投資により取得する株式の最低取得数の制限(発行済み株式の10パーセント以上)を適用しないことなどが定められている。

(意見募集期間:2013年9月27日~同年11月1日)

[原文] [外国投资者对上市公司战略投资管理办法\(征求意见稿\)](#)

<上海自由貿易試験区>

前号以降、上海自由貿易試験区に関し、

・中国(上海)自由貿易試験区総合方案(國務院)(2013年9月18日公表)

- ・中国(上海)自由貿易試験区管理弁法(上海市政府)
(2013年9月29日公布、10月1日施行)
- ・中国(上海)自由貿易試験区外商投資受入特別管理措置(ネガティブリスト)(2013年)
(上海市政府)(2013年9月29日公表)

等の重要な法令が公表された。詳細は本号の Lawyer's Eye を参照されたい。
各法令の原文は以下を参照されたい。

[原文][国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区总体方案的通知（国发\[2013\]38号）](#)

[原文][中国（上海）自由贸易试验区管理办法（上海市人民政府令第7号）](#)

[原文][上海市人民政府关于公布《中国（上海）自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2013年）》的公告（沪府发〔2013〕75号）](#)

※<[上記以外の今月のその他の重要な新法令](#)>



中国万感



【旅行法の実施と団体旅行】

ニューヨーク州弁護士 安 然

今年の10月1日より、中国では旅行法が施行された。旅行法が今年4月に公布された際の一番の注目点は、旅行会社が旅行客を買い物に連れて行くことによってリベートを取得することと、具体的に買い物場所を指定することが原則的に禁止されたことである。

旅行法が施行されるまで、旅行会社は、旅行途中で旅行客を提携関係のあるショッピングモールや商店へ連れて行き、旅行客に買い物させてリベートを取ることによって収益を上げていた。そのため、団体旅行費(中国語で「団費」という。)を低くして顧客を呼び寄せることができた。例えば、旅行法が実施される前の一週間くらいの雲南旅行の団費は一人780元～880元であり、一人2800元出せば6日間のタイ旅行ができた。

このようなシステムでは、買物時間によって十分に観光ができない、買い物を拒む旅行客がガイドからひどい仕打ち(罵る、観光バスから追い出すなど)を受けることさえしばしばあった。

旅行法の禁止規定の施行により、旅行会社が主要収入源であったリベート収入を補填するため、団費を上げることにした。前文の雲南旅行の団費は1860元～2380元まで上がり、タイ旅行は一人5000元ないし8000元まで上昇した。その他、香港・マカオや欧米旅行の団費も大幅に上がった。

団費の値上げは団体旅行者の激減につながった。10月1日～7日は中国の国慶節休暇であり、従来旅行客が非常に多い時期であるが、今年の国慶節直前の報道によれば、団体旅行の参加者は前年同期より3割も減ったとのことである。また、中国本土からの旅行団体の減少の影響を受け、国慶節の間、香港のホテルの稼働率が去年同期の半分しかなかったと報道された。

新規定の施行で、純粹に観光を楽しむことができるようになって喜ぶ人もいれば、昔は買い物に連れて行かれても自分が買わなければ済んだが、今は値上げのためそもそも旅行ができなくなったという不満も聞こえた。

筆者はちょうどこの国慶節で団体旅行に参加してギリシャへ行ってきた。同行した旅行客の一人は、ヴィエトンのバッグが買いたいから旅行法に構わず買い物に連れて行ってほしいとガイドに要求したが、ガイドはその要求に応えなかった。早速新しい法律の効果を実感した。

TOPICS

当事務所のパートナー、森脇章弁護士が下記セミナーにて講演することとなりましたので、お知らせいたします。

**三菱東京 UFJ 銀行『グローバル経営支援セミナー』
「中国セミナー」
(開催地:名古屋・大阪・東京(開催日順))**

【日時・場所・定員】

◆名古屋会場:定員 100 名

日時:平成 25 年 11 月 5 日(火) 14:00~17:00 (受付開始 13:30)

会場:三菱東京UFJ銀行 名古屋本部ビル 7 階 ホール

(地下鉄 伏見駅 栄方面出口)

◆大阪会場:定員 100 名

日時:平成 25 年 11 月 6 日(水) 14:00~17:00 (受付開始 13:30)

会場:大阪銀行協会 本館 7 階 大会議室

(地下鉄 谷町 4 丁目駅 6 番出口)

◆東京会場:定員 300 名

日時:平成 25 年 11 月 7 日(木) 14:00~17:00 (受付開始 13:30)

会場:東京証券会館 8 階 ホール

(東京メトロ 茅場町駅 8 番出口)

【セミナー・プログラム(予定)】

◆第一部「人民元オフショア市場の拡大」

講師:三菱東京UFJ銀行 市場営業部 調査役 能美吉貴様

◆第二部「最近の中国外為管理制度の状況」

講師:三菱東京UFJ銀行 国際業務部 調査役 久保満利子様

◆第三部「上海自由貿易試験区の概要」

講師:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー

兼 上海オフィス首席代表 弁護士 森脇章

◆第四部「中国現地法人の経営管理ポイント」

講師:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

国際事業本部 海外アドバイザー事業部部長 糸井淳一郎様

【主催】三菱東京 UFJ 銀行**【参加費】無料**

※お申し込み方法等詳細は下記 URL よりご覧ください。

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=f7w9Am>



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

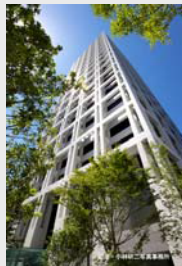
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	
若林 耕	李 加弟	
石黒 昭吉	李 彬	
屠 錦寧	杜 雲華	
胡 絢静	安 然	
許 明義		
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



安德森・毛利・友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.cn>



安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表處

中華人民共和國上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com